

「厚生労働省独立行政法人・公益法人等整理合理化委員会」報告書における「改革への提言」の対応状況

改革への提言(独立行政法人、特別民間法人) ①				
国立病院機構と労働者健康福祉機構は、傘下の病院のネットワークの統合や個別病院の再編、整理のために、「国立病院・労災病院等の在り方を考える検討会(仮称)」を設置して検討を始め、1年を目途に結論を得る。				
【対応事項】				
法人名	対応方針	活用する審議会名等	検討開始時期	結論時期(予定)
国立病院機構(平成16年4月設立)	「国立病院・労災病院等の在り方を考える検討会」を設置し、病院のネットワークの統合等について検討を行う(第1回:4月20日、第2回:6月1日開催、第3回:6月10日)。	「国立病院・労災病院等の在り方を考える検討会」	第1回 4月20日開催	平成23年12月
労働者健康福祉機構(平成16年4月設立)				
担当局課室名(内線):医政局国立病院課(2606)/労働基準局労災補償部労災管理課(5437)				

改革への提言(独立行政法人、特別民間法人) ②				
国立健康・栄養研究所と医薬基盤研究所を統合する。				
【対応事項】				
法人名	対応方針	活用する審議会名等	検討開始時期	結論時期(予定)
国立健康・栄養研究所(平成13年4月設立)	現在、行政改革推進本部等による独立行政法人の制度・組織に関する見直し、内閣府等による国立研究開発機関に関する検討が行われており、厚生労働省としては、これらの結果を踏まえ、具体的な研究成果の発揮、効率的・効果的な業務運営の確保等という観点から、メリット及びデメリットを含め、今後、具体的な組織の在り方について検討していく。	無し		行政改革推進本部等による独立行政法人の制度・組織に関する見直し等の結果を踏まえ、検討。
医薬基盤研究所(平成17年4月設立)				
労働安全衛生総合研究所(平成18年4月設立)				
担当局課室名(内線):大臣官房厚生科学課(3815)/労働基準局安全衛生部計画課(5479)				

改革への提言(独立行政法人、特別民間法人) ③				
国立重度知的障害者総合施設のぞみの園は、独立行政法人直営によるサービス提供形態にとどまらず、特別養護老人ホームや社会福祉施設等を有する法人の運営手法を広く活用していくべきである。なお、その際は、入所者及び家族の意向に十分に配慮すべきである。				
【対応事項】				
法人名	対応方針	活用する審議会名等	検討開始時期	結論時期(予定)
国立重度知的障害者総合施設のぞみの園(平成15年10月設立)	のぞみの園において、特別養護老人ホームや社会福祉施設等を有する法人の運営手法の活用などを含めた高齢知的障害者支援の在り方について、高齢者支援を専門とする民間法人等の専門家を招聘し検討するとともに、職員の介護技術の向上を図るための研修を引き続き行うこととする。なお、高齢知的障害者に対する支援の在り方を検討する際には、現在の入所者及び家族の意向を十分に配慮して行うこととする。	無し	平成23年7月(予定)	平成23年度内
担当局課室名(内線):社会・援護局障害保健福祉部企画課施設管理室(3039)				

改革への提言(独立行政法人、特別民間法人) ④				
中央労働災害防止協会は、設立根拠となる「労働災害防止団体法」の見直しを含めて、同法の趣旨に見合う適切な経営形態に移行するために、審議会において検討を始め、1年を目途に結論を得る。同時に、他の全ての特別民間法人についても、同様の検討を始める。				
【対応事項】				
法人名	対応方針	活用する審議会名等	検討開始時期	結論時期(予定)
中央労働災害防止協会 (昭和39年8月設立、平成12年6月民間法人化) 及び業種別労働災害防止団体 (建災防:昭和39年9月設立、平成元年7月民間法人化) (陸災防:昭和39年8月設立、平成元年7月民間法人化) (林災防:昭和39年9月設立、平成元年7月民間法人化) (港災防:昭和39年9月設立、平成元年7月民間法人化) (鉱災防:昭和39年10月設立、平成元年7月民間法人化)	労働政策審議会安全衛生分科会に労働災害防止団体改革専門委員会を設置し、法人の活動状況・事業効果及び財務状況・経営効率を検証し、労働災害防止団体法に基づく法人の役割、国からの財政支出・費用対効果について検討し、取りまとめる。	労働政策審議会安全衛生分科会(労働災害防止団体改革専門委員会)	平成23年6月(予定)	平成23年12月
担当局課室名(内線):労働基準局安全衛生部計画課(5474)				
中央職業能力開発協会 (昭和54年7月設立、平成10年7月民間法人化)	労働政策審議会職業能力開発分科会に中央職業能力開発協会の在り方に関する専門委員会を設置し、法人の活動状況・事業効果及び財務状況・経営効率を検証し、職業能力開発促進法に基づく法人の役割、情報公開・ガバナンスについて検討し、取りまとめる。	労働政策審議会職業能力開発分科会(中央職業能力開発協会の在り方に関する専門委員会)	平成23年6月(予定)	平成23年12月
担当局課室名(内線):職業能力開発局能力評価課(5943)				

<p>社会保険診療報酬支払基金 (昭和23年9月設立、平成15年10月民間法人化)</p>	<p>支払基金については、行政刷新会議において国保連との統合などの指摘(平成21年11月)があったところであり、平成22年4月から「審査支払機関の在り方に関する検討会」において議論し、12月10日に「議論の中間的整理」をとりまとめたが、組織の在り方については、審査機関を廃止すべきとの意見はなかったが、「定量的な検証や効果・留意点を含め、統合と競争の観点から引き続き検討」としている。本検討会において、支払基金が公共上の見地から確実に審査支払業務を実施する特別民間法人として、十分な情報公開やガバナンス体制が確保されているかを検証することとしたい。</p>	<p>審査支払機関の在り方に関する検討会</p>	<p>平成23年7月 (予定)</p>	<p>平成23年12月</p>
<p>担当局課室名(内線):保険局保険課(3249)</p>				
<p>全国社会保険労務士会連合会 (昭和53年12月設立、平成15年3月民間法人化) 企業年金連合会 (昭和42年2月設立、平成14年4月民間法人化) 石炭鉱業年金基金 (昭和42年10月設立、平成14年12月民間法人化)</p>	<p>これらの団体については、国からの補助金は交付されておらず、国からの関与が限定的であることから、他の特別民間法人とはその位置づけが大きく異なっており、報告書の指摘は当てはまらないところである。 なお、企業年金制度の運営の一部を担う法人の在り方は、制度と密接不可分であるため、企業年金連合会や石炭鉱業年金基金の在り方は、今後の年金改革の動向も踏まえつつ検討を進めていく必要がある。</p>	<p>措置済み</p>		
<p>担当局課室名(内線):労働基準局監督課(5161)/年金局企業年金国民年金基金課(3324)</p>				

改革への提言(公益法人) ①

全指定法人は、指定根拠法令の検討を通して、その在り方を全面的に見直す。その検討は、関係する審議会等で行うこととする。指定根拠法令を存置する場合には、その指定先選定理由の情報公開、プロポーザル方式を含む参入要件、新たな指定基準など「新ルール」を制定する。

【対応事項】

法人名	対応方針	活用する審議会名等	検討開始時期	結論時期(予定)
(社)日本看護協会(昭和22年6月設立、平成5年12月指定)	日本看護協会の指定の在り方に関する検討会を立ち上げ、 ①指定の必要性、②指定機関のあり方と指定基準、 ③業務の効率化等 について検討し、一定の結論を得る。	日本看護協会の指定の在り方に関する検討会	平成23年10月(予定)	平成24年1月
担当局課室名(内線): 医政局看護課(2566)				
(財)全国生活衛生営業指導センター(昭和55年3月設立、同年4月指定)	平成22年5月及び11月の刷新会議(政府系公益法人事業仕分け)等において、施策の目的、事業の必要性は認められたが、効果的な仕組みにより行うべき、役割分担が不明確との評価結果をいただいたため、必要な改革案を検討し、事業・人件費の効率化を図り、シンクタンク機能の強化、情報提供機能の拡充等をすべきと明確に結論づけられた。この改革方針にしたがって、改革を着実に実行する。		措置済み	
担当局課室名(内線): 健康局生活衛生課(2439)				
(財)港湾労働安定協会(昭和60年4月設立、昭和64年1月指定)	労働政策審議会職業安定分科会雇用対策基本問題部会港湾労働専門委員会において指定法人制度のあり方や業務内容の検証を行う。	労働政策審議会職業安定分科会雇用対策基本問題部会港湾労働専門委員会	平成23年10月(予定)	平成23年12月
担当局課室名(内線): 職業安定局雇用開発課建設・港湾対策室(5802)				
(社)全国シルバー人材センター事業協会(昭和57年7月設立、昭和61年10月指定)	労働政策審議会職業安定分科会雇用対策基本問題部会において今後の高齢者雇用対策を踏まえた指定法人制度の在り方や業務内容の検証を行う。なお、現在、今後の高齢者雇用対策について、「今後の高齢者雇用に関する研究会」で方針を検討中である。	労働政策審議会職業安定分科会雇用対策基本問題部会	平成23年10月(予定)	平成23年12月
担当局課室名(内線): 職業安定局高齢・障害者雇用対策部高齢者雇用対策課(5816、5815)				
(財)介護労働安定センター(平成4年4月設立、同年7月指定)	労働政策審議会職業安定分科会雇用対策基本問題部会において指定法人制度のあり方や業務内容の検証を行う。	労働政策審議会職業安定分科会雇用対策基本問題部会	平成23年10月(予定)	平成23年12月
担当局課室名(内線): 職業安定局雇用政策課介護労働対策室(5785)/職業能力開発局能力開発課(5961)				

(財)21世紀職業財団(昭和61年4月設立、平成6年4月指定(短時間労働者雇用管理改善等事業関係給付金の支給等)平成7年10月指定(育児・介護を行う労働者の雇用の継続等のための給付金の支給等))	一昨年の行政刷新会議の事業仕分け等を踏まえ、両立レベルアップ助成金及び短時間労働者均等待遇推進等助成金については、平成23年度中に当該法人の活用を廃止し、都道府県労働局において支給事務を実施することとしている。				措置済み
担当局課室名(内線):雇用均等・児童家庭局雇用均等政策課(7835)					
(財)テクノエイド協会(昭和62年3月設立、平成5年10月指定(福祉用具の研究開発等に関する助成等))	独立行政法人福祉医療機構が指定法人に行わせる助成業務は平成22年度から廃止されており、これを踏まえ、「福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律」に基づく指定についても、平成23年6月に廃止された。				措置済み
担当局課室名(内線):老健局振興課(3937)					
(財)長寿社会開発センター(昭和49年1月設立、平成2年8月指定))	独立行政法人福祉医療機構が指定法人に行わせる助成業務は平成22年度から廃止されており、これを踏まえ、「老人福祉法」に基づく指定についても、平成23年6月に廃止された。				措置済み
担当局課室名(内線):老健局総務課(3464)					
(財)日本救急医療財団(平成3年3月設立、平成3年12月指定)	指定試験機関等の改善に関する検討会を立ち上げ、 ①指定の必要性、②指定機関のあり方と指定基準、 ③業務の効率化等 について検討し、一定の結論を得る。	指定試験機関等の改善に関する検討会	平成23年10月(予定)		平成23年度内
担当局課室名(内線):医政局指導課(2550)					
(財)柔道整復研修試験財団(平成元年11月設立、平成4年10月指定)	指定試験機関等の改善に関する検討会を立ち上げ、 ①指定の必要性、②指定機関のあり方と指定基準、 ③業務の効率化等 について検討し、一定の結論を得る。	指定試験機関等の改善に関する検討会	平成23年10月(予定)		平成23年度内
担当局課室名(内線):医政局医事課試験免許室(2574)					
(財)東洋療法研修試験財団(平成2年3月設立、平成4年10月指定)	指定試験機関等の改善に関する検討会を立ち上げ、 ①指定の必要性、②指定機関のあり方と指定基準、 ③業務の効率化等 について検討し、一定の結論を得る。	指定試験機関等の改善に関する検討会	平成23年10月(予定)		平成23年度内
担当局課室名(内線):医政局医事課試験免許室(2574)					
(財)医療研修推進財団(平成7年10月設立、平成10年9月指定)	指定試験機関等の改善に関する検討会を立ち上げ、 ①指定の必要性、②指定機関のあり方と指定基準、 ③業務の効率化等 について検討し、一定の結論を得る。	指定試験機関等の改善に関する検討会	平成23年10月(予定)		平成23年度内
担当局課室名(内線):医政局医事課試験免許室(2574)					

(財)歯科医療研修振興財団(昭和62年6月設立、平成3年7月指定)	指定試験機関等の改善に関する検討会を立ち上げ、 ①指定の必要性、②指定機関のあり方と指定基準、 ③業務の効率化等 について検討し、一定の結論を得る。	指定試験機関等の改善に関する検討会	平成23年10月(予定)	平成23年度内
担当局課室名(内線):医政局医事課試験免許室(2574)				
(財)ビル管理教育センター(昭和45年8月設立、昭和60年3月指定)	生活衛生関係営業等衛生問題検討会において建築物環境衛生管理技術者試験指定制度の在り方について検討を行う。	生活衛生関係営業等衛生問題検討会	平成23年7月(予定)	平成23年度内
担当局課室名(内線):健康局生活衛生課(2439)				
(財)理容師美容師試験研修センター(平成2年4月設立、平成12年4月指定)	生活衛生関係営業等衛生問題検討会において美容師・理容師試験指定制度の在り方について検討を行う。	生活衛生関係営業等衛生問題検討会	平成23年7月(予定)	平成23年度内
担当局課室名(内線):健康局生活衛生課(2439)				
(財)給水工事技術振興財団(平成9年3月設立、同年5月指定)	昨年12月に行われた省内事業仕分けを受け、当該法人が事業を継続するが更なる見直しが必要との評価結果をいただいた。それを受けて役職員の削減、経費の削減等の改革案をまとめたところであり、改革を着実に実行する。		措置済み	
担当局課室名(内線):健康局水道課(4025)				
(財)医療機器センター(昭和60年6月設立、昭和63年4月指定)	指定試験機関等の改善に関する検討会を立ち上げ、 ①指定の必要性、②指定機関のあり方と指定基準、 ③業務の効率化等 について検討し、一定の結論を得る。	指定試験機関等の改善に関する検討会	平成23年10月(予定)	平成23年度内
担当局課室名(内線):医政局医事課試験免許室(2574)				
(財)安全衛生技術試験協会(昭和51年4月設立、昭和53年6月指定(免許試験)、昭和51年4月指定(作業環境測定士試験)、平成12年4月指定(労働安全・衛生コンサルタント試験))	労働政策審議会安全衛生分科会に指定・登録制度改革検討専門委員会を設置し、指定制度、指定基準、指定先選定理由について検証し、新たな指定基準など「新ルール」の制定について取りまとめる。 また、新たに作業環境測定士、労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタントの指定登録機関として指定する方向で検討し、結論を得る。	労働政策審議会安全衛生分科会(指定・登録制度改革検討専門委員会)	平成23年7月(予定)	平成23年12月
担当局課室名(内線):労働基準局安全衛生部計画課(5478)				

(社)日本作業環境測定協会(昭和54年12月設立、昭和61年12月指定)	労働政策審議会安全衛生分科会に指定・登録制度改革検討専門委員会を設置し、作業環境測定士試験の実施法人である(財)安全衛生技術試験協会に指定登録事務(作業環境測定士の登録事務)を移管する方向で検討し、結論を得る。	労働政策審議会安全衛生分科会(指定・登録制度改革検討専門委員会)	平成23年7月(予定)	平成23年12月
担当局課室名(内線):労働基準局安全衛生部労働衛生課環境改善室(5501)				
(社)日本労働安全衛生コンサルタント会(昭和58年4月設立、平成12年12月指定)	労働政策審議会安全衛生分科会に指定・登録制度改革検討専門委員会を設置し、労働安全コンサルタント試験、労働衛生コンサルタント試験の実施法人である(財)安全衛生技術試験協会に指定登録事務(労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタントの登録事務)を移管する方向で検討し、結論を得る。	労働政策審議会安全衛生分科会(指定・登録制度改革検討専門委員会)	平成23年7月(予定)	平成23年12月
担当局課室名(内線):労働基準局安全衛生部計画課(5478)				
(財)社会福祉振興・試験センター(昭和21年3月設立、昭和63年4月指定)	指定試験機関・登録機関の改善に関する検討会を立ち上げ、 ①指定制度の在り方、②業務の効率化と試験料の適正化等について検討し、一定の結論を得る。	指定試験機関・登録機関の改善に関する検討会	平成23年7月(予定)	平成24年1月
担当局課室名(内線):社会・援護局福祉基盤課(2845)/精神・障害保健課(3065)				
(財)テクノエイド協会(昭和62年3月設立、昭和63年4月指定(義肢装具士国家試験))	指定試験機関等の改善に関する検討会を立ち上げ、 ①指定の必要性、②指定機関のあり方と指定基準、 ③業務の効率化等について検討し、一定の結論を得る。	指定試験機関等の改善に関する検討会	平成23年10月(予定)	平成23年度内
担当局課室名(内線):医政局医事課試験免許室(2574)				
(社)国民健康保険中央会(昭和34年1月設立、昭和59年10月指定)	診療報酬の特別審査については、現在でも、国民健康保険中央会以外の他の機関からの指定の要望があれば、要件を確認した上で、指定することができることとなっているが、今後、特別審査の在り方については「審査支払機関の在り方に関する検討会」において検討を行うこととしている。	審査支払機関の在り方に関する検討会	平成23年7月(予定)	平成23年12月
担当局課室名(内線):保険局国民健康保険課(3265)				

改革への提言(公益法人) ②

国家試験、国家資格等の試験料、登録料等については、指定を受けた法人が効率的に事業を行うのに必要な費用を賄うに足りる適正な料金となるよう見直す。

【対応事項】

制度名	対象法人名	対応方針	結論時期(予定)	実施時期(予定)
救急救命士国家試験 (平成13年12月指定)	(財)日本救急医療財団 (平成3年3月設立)	免許登録手数料、免許書換手数料及び免許再交付手数料については平成21年4月分から、試験手数料については平成22年3月実施分から引き下げを行ったところ(免許登録手数料8,900円→6,800円、免許書換手数料4,550→4,300円、免許再交付手数料5,200円→5,000円、試験手数料33,600円→30,300円)。今後も、更なる経費の見直し、業務簡素化等に努め、必要に応じて試験手数料等の見直しを行う。		措置済
担当局課室名(内線):医政局指導課(2550)				
柔道整復師国家試験 (平成4年10月指定)	(財)柔道整復研修試験財団 (平成元年11月設立)	事業の効率性を高め、コスト削減に努めるとともに、システム更新の引当金、不足の事態等の予備費を除き、剰余金の適正化を図ることにより、受験手数料を見直す。	平成23年7月	平成23年7月
担当局課室名(内線):医政局医事課試験免許室(2574)				
あん摩マッサージ指圧師国家試験、はり師国家試験、きゆう師国家試験(いずれも平成4年10月指定)	(財)東洋療法研修試験財団 (平成2年3月設立)	事業の効率性を高め、コスト削減に努めた上で、適切な水準となるよう受験手数料等を見直す。	平成23年7月	平成23年7月
担当局課室名(内線):医政局医事課試験免許室(2574)				
言語聴覚士国家試験 (平成10年9月指定)	(財)医療研修推進財団 (平成7年10月設立)	事業の効率性を高め、コスト削減に努めた上で、適切な水準となるよう受験手数料等を見直す。	平成23年7月	平成23年7月
担当局課室名(内線):医政局医事課試験免許室(2574)				
歯科衛生士国家試験 (平成3年7月指定)	(財)歯科医療研修振興財団 (昭和62年6月設立)	事業の効率性を高め、コスト削減に努めた上で、適切な水準となるよう受験手数料等を見直す。	平成23年7月	平成23年7月
担当局課室名(内線):医政局医事課試験免許室(2574)				
建築物環境衛生管理技術者試験(昭和60年3月指定)	(財)ビル管理教育センター (昭和45年8月設立)	受験者数の動向を踏まえつつ、徹底的な組織改革と事業の合理化策の実行により、受験料が適切な水準となるよう見直しを行う。	平成23年12月	平成23年度内
担当局課室名(内線):健康局生活衛生課(2439)				

美容師試験(平成12年4月指定) 美容師の登録事務(平成10年4月指定) 理容師試験(平成12年4月指定) 理容師の登録事務(平成10年4月指定)	(財)理容師美容師試験研修センター(平成2年4月設立)	少子化等の影響による受験者数の減少傾向が見込まれる中で、徹底的な組織改革と合理化策の実行により、受験料が適切な水準となるよう見直しを行う。	平成23年12月	平成23年度内
担当局課室名(内線):健康局生活衛生課(2439)				
給水装置工事主任技術者試験(平成9年5月指定)	(財)給水工事技術振興財団(平成9年3月設立)	昨年12月に行われた省内事業仕分けを受け、先般改革案をまとめたところであり、改革を着実に実行することとしており、受験者の減少傾向および、先に挙げた事業の効率化による、経費削減の今後の状況を踏まえ、受験料の改定を検討する。	平成23年12月	平成23年度内
担当局課室名(内線):健康局水道課(4025)				
臨床工学技士国家試験(昭和63年4月指定)	(財)医療機器センター(昭和60年6月設立)	事業の効率性を高め、コスト削減に努めた上で、適切な水準となるよう受験手数料等を見直す。	平成23年7月	平成23年7月
担当局課室名(内線):医政局医事課試験免許室(2574)				
労働安全衛生法に基づく免許試験(昭和53年6月指定) 作業環境測定士試験(昭和51年4月指定) 労働安全・衛生コンサルタント試験(平成12年4月指定)	(財)安全衛生技術試験協会(昭和51年4月設立)	試験手数料、登録料、法人の財務状況等について検証し、指定を受けた法人が効率的に事業を行うのに必要な費用を賄うに足りる適正な料金について取りまとめる。(労働政策審議会安全衛生分科会指定・登録制度改革検討専門委員会で検討)	平成23年12月	平成23年度内
担当局課室名(内線):労働基準局安全衛生部計画課(5478)/労働衛生課(5501)				
作業環境測定士の登録(昭和61年12月指定)	(社)日本作業環境測定協会(昭和54年12月設立)	試験手数料、登録料、法人の財務状況等について検証し、指定を受けた法人が効率的に事業を行うのに必要な費用を賄うに足りる適正な料金について取りまとめる。(労働政策審議会安全衛生分科会指定・登録制度改革検討専門委員会で検討)	平成23年12月	平成23年度内
担当局課室名(内線):労働基準局安全衛生部労働衛生課(5501)				
労働安全・衛生コンサルタントの登録(平成12年12月指定)	(社)日本労働安全衛生コンサルタント会(昭和58年4月設立)	試験手数料、登録料、法人の財務状況等について検証し、指定を受けた法人が効率的に事業を行うのに必要な費用を賄うに足りる適正な料金について取りまとめる。(労働政策審議会安全衛生分科会指定・登録制度改革検討専門委員会で検討)	平成23年12月	平成23年度内
担当局課室名(内線):労働基準局安全衛生部計画課(5478)				

社会福祉士国家試験 (昭和63年4月指定)	(財)社会福祉振興・試験センター(昭和21年3月設立)	試験センターにおいて保有する積立金を大幅に縮減することにより、受験手数料については、平成23年度から引き下げた(9,600円→5,580円)。今後は、試験センターに対し、事業の効率運営に努めるよう指導をし、積立金縮減後の平成28年度以降は、適正な料金となるよう見直しをする。	措置済	
担当局課室名(内線):社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室(2845)				
介護福祉士国家試験 (昭和63年4月指定)	(財)社会福祉振興・試験センター(昭和21年3月設立)	試験センターにおいて保有する積立金を大幅に縮減することにより、受験手数料、登録手数料については平成23年度から引き下げた(受験手数料12,500円→10,650円、登録手数料4,050円→3,320円)。今後は、試験センターに対し、事業の効率運営に努めるよう指導をし、積立金縮減後の平成26年度以降は、適正な料金となるよう見直しをする。	措置済	
担当局課室名(内線):社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室(2845)				
精神保健福祉士国家試験(平成10年6月指定)	(財)社会福祉振興・試験センター(昭和21年3月設立)	試験センターにおいて保有する積立金を大幅に縮減することにより、受験手数料については、平成23年度から引き下げた(11,500円→9,750円)。今後は、試験センターに対し、事業の効率運営に努めるよう指導をし、積立金縮減後の平成26年度以降は、適正な料金となるよう見直しをする。	措置済	
担当局課室名(内線):社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課(3065)				
義肢装具士国家試験 (昭和63年4月指定)	(財)テクノエイド協会 (昭和62年3月設立)	事業の効率性を高め、コスト削減に努めた上で、適切な水準となるよう受験手数料等を見直す。	平成23年7月	平成23年7月
担当局課室名(内線):医政局医事課試験免許室(2574)				

改革への提言(公益法人) ③

機械等の検査・検定等の登録制度の運用については、民間参入を促進するため登録要件の緩和・見直し等を行い、登録法人数の拡大を図る。

【対応事項】

制度名	対象法人名	対応方針	結論時期(予定)	実施時期(予定)
特定機械等の製造時検査	(社)日本ボイラ協会(昭和25年1月設立) (社)ボイラ・クレーン安全協会(昭和36年6月設立)	民間参入を促進するため登録要件の緩和・見直し等を行う方向で検討する。(労働政策審議会安全衛生分科会指定・登録制度改革検討専門委員会で検討)	平成23年12月	平成23年度内
特定機械等の性能検査	(社)日本ボイラ協会(昭和25年1月設立) (社)ボイラ・クレーン安全協会(昭和36年6月設立) (社)日本クレーン協会(昭和38年10月設立)	民間参入を促進するため登録要件の緩和・見直し等を行う方向で検討する。(労働政策審議会安全衛生分科会指定・登録制度改革検討専門委員会で検討)	平成23年12月	平成23年度内
機械等の個別検定	(社)日本ボイラ協会(昭和25年1月設立) (社)ボイラ・クレーン安全協会(昭和36年6月設立) (社)産業安全技術協会(昭和45年6月設立)	民間参入を促進するため登録要件の緩和・見直し等を行う方向で検討する。(労働政策審議会安全衛生分科会指定・登録制度改革検討専門委員会で検討)	平成23年12月	平成23年度内
機械等の型式検定	(社)日本クレーン協会(昭和38年10月設立) (社)産業安全技術協会(昭和45年6月設立)	民間参入を促進するため登録要件の緩和・見直し等を行う方向で検討する。(労働政策審議会安全衛生分科会指定・登録制度改革検討専門委員会で検討)	平成23年12月	平成23年度内
粉じん濃度測定機器(簡易機器)の較正	(社)日本作業環境測定協会(昭和54年12月設立)	民間参入を促進するため登録要件の緩和・見直し等を行う方向で検討する。(労働政策審議会安全衛生分科会指定・登録制度改革検討専門委員会で検討)	平成23年12月	平成23年度内

担当局課室名(内線):労働基準局安全衛生部安全課(5481)/労働衛生課(5501)

改革への提言(公益法人) ④

「特定の補助金等を特定の法人に毎年度交付する」いわゆる名宛て補助金は原則廃止する。当該補助金の政策的必要性が高い場合については、可能な限り競争的な選定となるよう検討する。また、予算上相手先を特定せざるを得ない場合には、情報公開を徹底し、透明性を確保する。

【対応事項】

対応方針	結論時期(予定)	実施時期(予定)
厚生労働省から特定の公益法人に対して補助金等が交付されている事例の精査を行い、その結果を踏まえ、必要な対応を検討する。	平成23年8月	平成24年4月

担当局課室名(内線):大臣官房会計課(7165)

改革への提言(公益法人) ⑤			
委託事業を他法人に丸投げするなどにより、受け取った補助金等を第三者に再交付する公益法人に関しては、補助金等を国から直接事業実施法人に交付する仕組みに改める。また、高い専門性に基づき資金を配分する事業を行う法人については必要性が認められ得るが、その専門性を十分に検証する。			

【対応事項】			
対応方針		結論時期(予定)	実施時期(予定)
厚生労働省及び同所管独立行政法人から補助金等を交付されている同所管特例民法法人について、当該補助金等が第三者に再交付されている事例の再精査を行い、その結果を踏まえ、必要な対応を検討する。		平成23年8月	平成24年4月

担当局課室名(内線):大臣官房総務課(7112)/会計課(7177)			

改革への提言(公益法人) ⑥			
障害者や介護等の福祉施設の委託においては、特別養護老人ホームその他の社会福祉施設などを有する法人の活用を検討する。なお、その際は、利用者及び家族の意向に十分に配慮すべきである。			

【対応事項】			
対応方針		結論時期	実施時期
労災特別介護施設	(財)労災サポートセンター(平成元年7月設立)	平成23年度調達に際し、社会福祉法人も含めた他の事業主体の参入可能性を高めるため、8施設一括調達から8施設分割して調達を実施。	措置済

担当局課室名(内線):労働基準局労災補償部労災保険業務課(335)			

改革への提言(公益法人) ⑦			
国の助成事業や委託研究事業などの主な契約内容および事業成果に関し、情報公開を徹底するため、インターネット上のホームページでの情報公開について共通の必要条件を明示したガイドラインを設ける。			

【対応事項】			
対応方針		結論時期(予定)	実施時期(予定)
情報公開の対象となる法人、公開すべき事項、方法を精査し、ガイドラインを発出する。		平成23年8月	平成23年8月

担当局課室名(内線):大臣官房総務課(7112)			

改革への提言(公益法人) ⑧

国は、公益法人に対して委託事業の契約を行う際に会計法第29条の3の規定(〔契約方法・一般競争・指名競争・随意契約〕)を遵守し、一般競争を原則とし、競争性及び公平性を確保した運用を徹底する。また、企画競争方式を含め、随意契約による場合には、特に情報公開を徹底する。

【対応事項】

対応方針	結論時期	実施時期
<p>公共調達競争性及び公平性の確保については、「公共調達の適正化について」(平成18年8月25日財務大臣通知。以下「適正化通知」という。)に基づき、随意契約によらざるを得ない場合を除き、原則、一般競争入札を実施する旨公共調達中央監視委員会や内部監査において指導しているところであるが、厚生労働省独自の取組として、公共調達委員会において事前審査を行っているところである。</p> <p>また、契約情報の公表については、適正化通知に基づき、1件100万円以上の契約案件につき公表してきたところであるが、厚生労働省独自の取組として、平成23年3月から厚生労働省予算の支出状況検索サイトを運用することにより、支出先や支出内容などを検索できるようにしたところである。</p>	措置済	
<p>担当局課室名(内線):大臣官房会計課(7215)</p>		

改革への提言(公益法人) ⑨

法令に違反した法人に対し、法令に基づく行政処分や入札における指名停止などの厳格化を図るとともに、情報公開を通じて透明性を確保する。

【対応事項】

対応方針	結論時期(予定)	実施時期(予定)
<p>これまでも「公益法人の設立人会及び指導監督基準」(平成8年9月20日閣議決定)等に基づき、指導監督を行ってきたところであるが、今後はより一層指導監督を徹底するとともに、法令違反があった法人に対しては、事案に応じた指導を行い、適切な情報公開を行う旨の文書を発出する。</p>	平成23年6月	平成23年6月
<p>担当局課室名(内線):大臣官房総務課(7112)</p>		

